

郵便・信書便制度と事業の現状

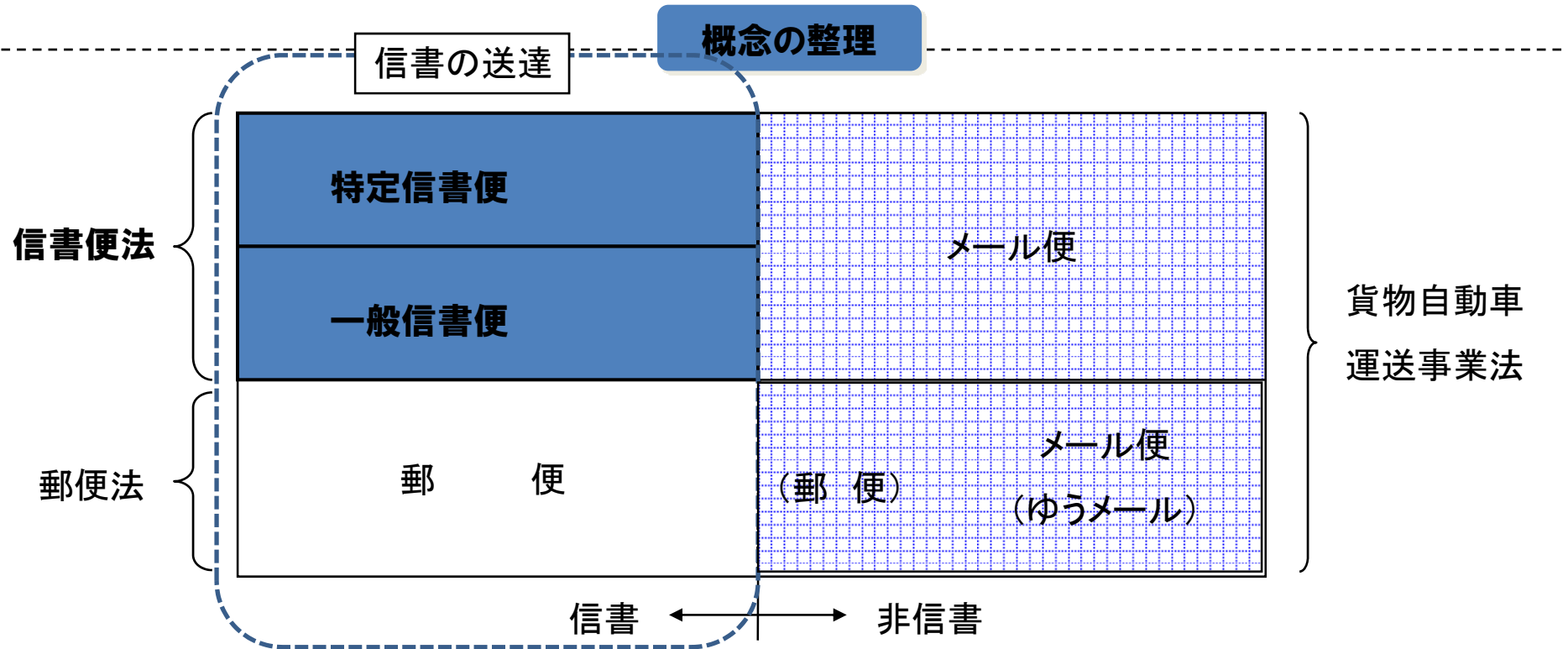
【目次】

信書の送達	1ページ
郵便事業について	2ページ
信書便事業について	8ページ
郵便事業(株)の開始BS等	15ページ

信書の送達

信書の送達について民間参入を実現(15年4月)

- 平成15年4月の信書便法施行により、**国の独占とされてきた信書の送達の事業**について、民間事業者の参入が実現。 * 信書便法 民間事業者による信書の送達に関する法律
- 信書便法は、信書の送達の事業に競争原理を導入することにより、利用者の選択肢を拡大し、その利便の向上を図ることを目指すとともに、引き続き、信書の送達の役務の日本全国におけるあまねく公平な提供（ユニバーサルサービスの提供）を確保することを目的としている。

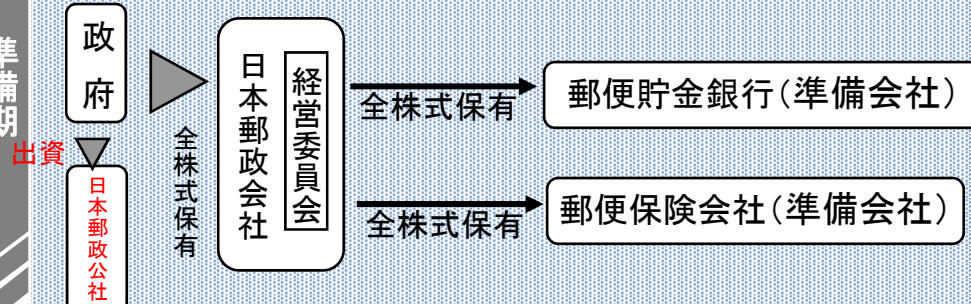


郵便事業について－郵政民営化のプロセス（郵便の業務の運営形態）－

◆民営化までの3つのステップ

ステップ1 郵政民営化法の公布(平成17年(2005年)10月)

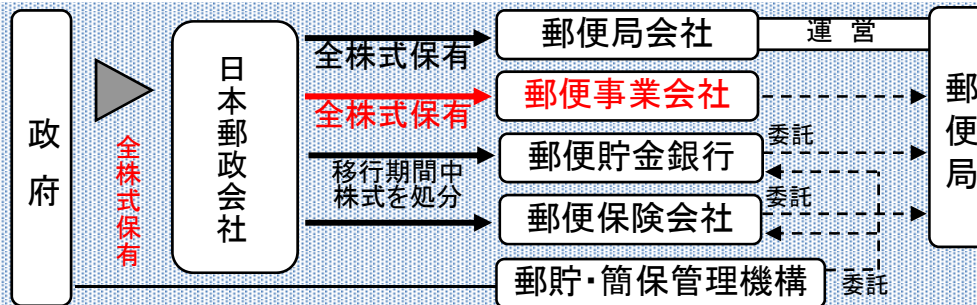
準備期



- 平成18年1月に、将来の持株会社である準備企画会社＝「日本郵政会社」を設立。
- 平成18年9月に、平成19年10月以降に銀行業務、保険業務をそれぞれ開始することとなる「郵便貯金銀行」、「郵便保険会社」を設立。

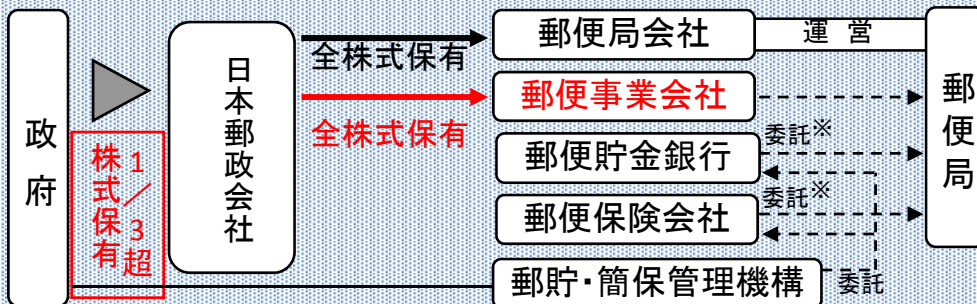
ステップ2 民営化(平成19年(2007年)10月)

移行期



- ①「郵便局会社」「郵便事業会社」を設立、②「郵便貯金銀行」に銀行業の免許、「郵便保険会社」に生命保険業の免許を付与、③民営化前の貯金・保険契約を承継する「郵貯・簡保管理機構」を設立。
- 移行期間は、経営が順調にいくよう経営の自由度を拡大する一方で、民業圧迫にならないよう、バランスをうまくとって段階的に国の関与を低減しつつ制限を緩和。

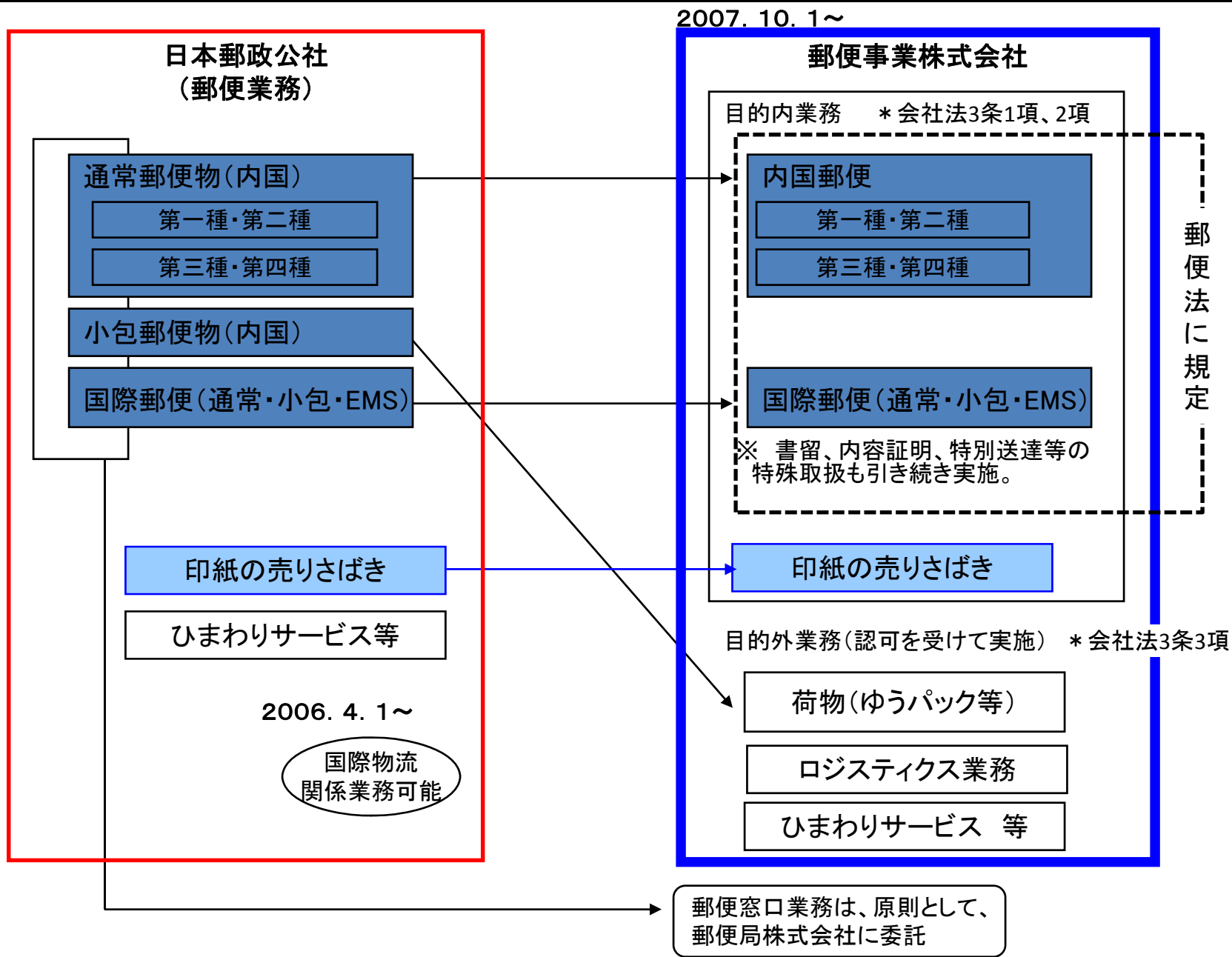
ステップ3 最終的な民営化の実現(平成29年(2017年)10月まで)



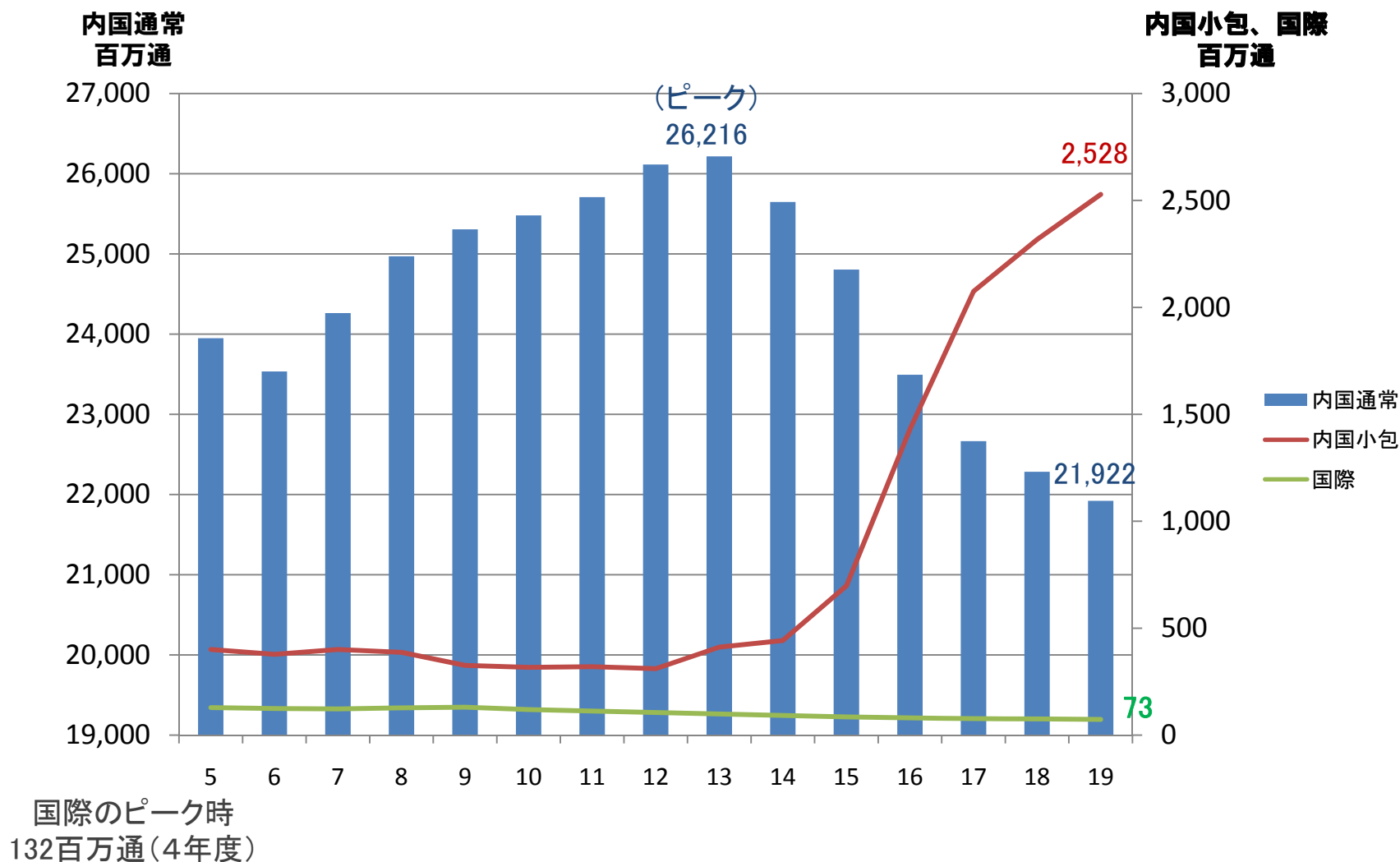
- 日本郵政会社がもつ金融2社「郵便貯金銀行」、「郵便保険会社」の株式は全て処分。

※郵便局会社と郵便貯金銀行、郵便保険会社の契約に基づき、郵便局での金融サービスが提供

郵便事業について－民営化に伴う郵便の業務内容の変化－



郵便事業についてー引受物数の推移ー

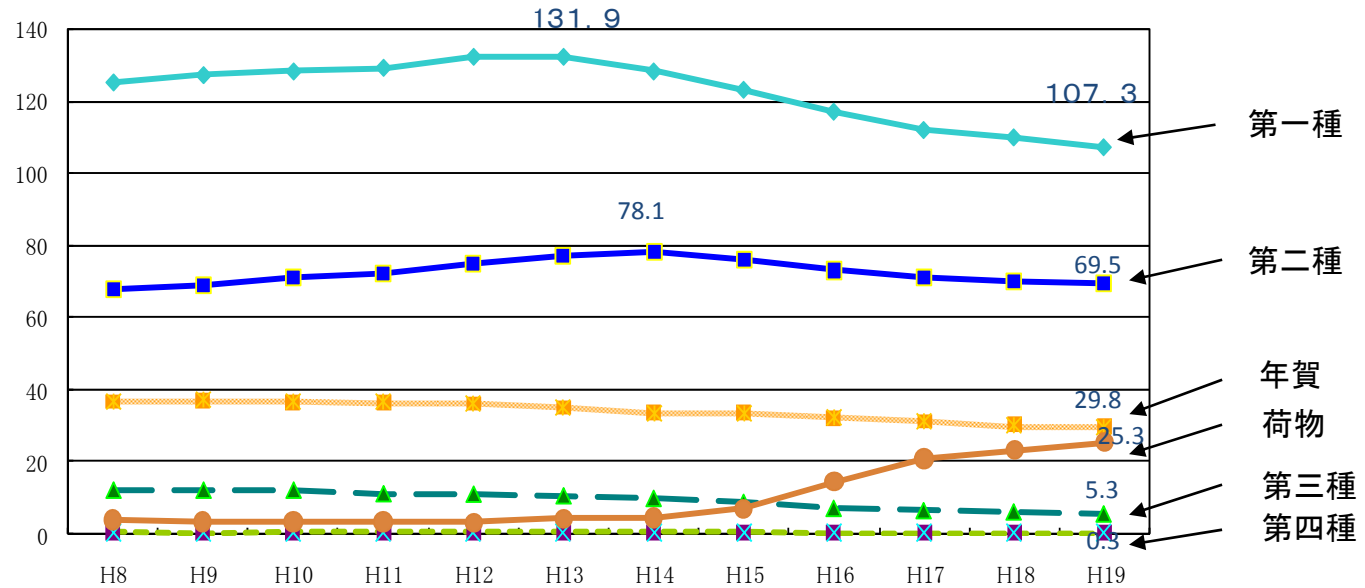


(出典) 日本郵政公社ディスクロージャー誌等より作成

郵便事業について－種類別引受物数等の推移－

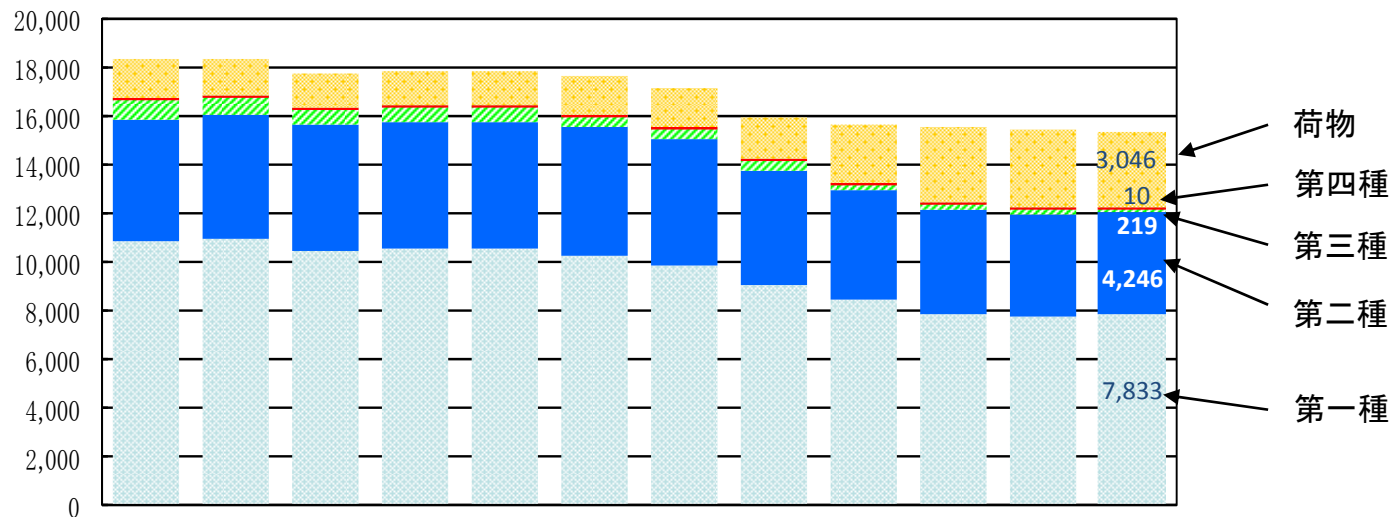
引受物数の推移

(億通)



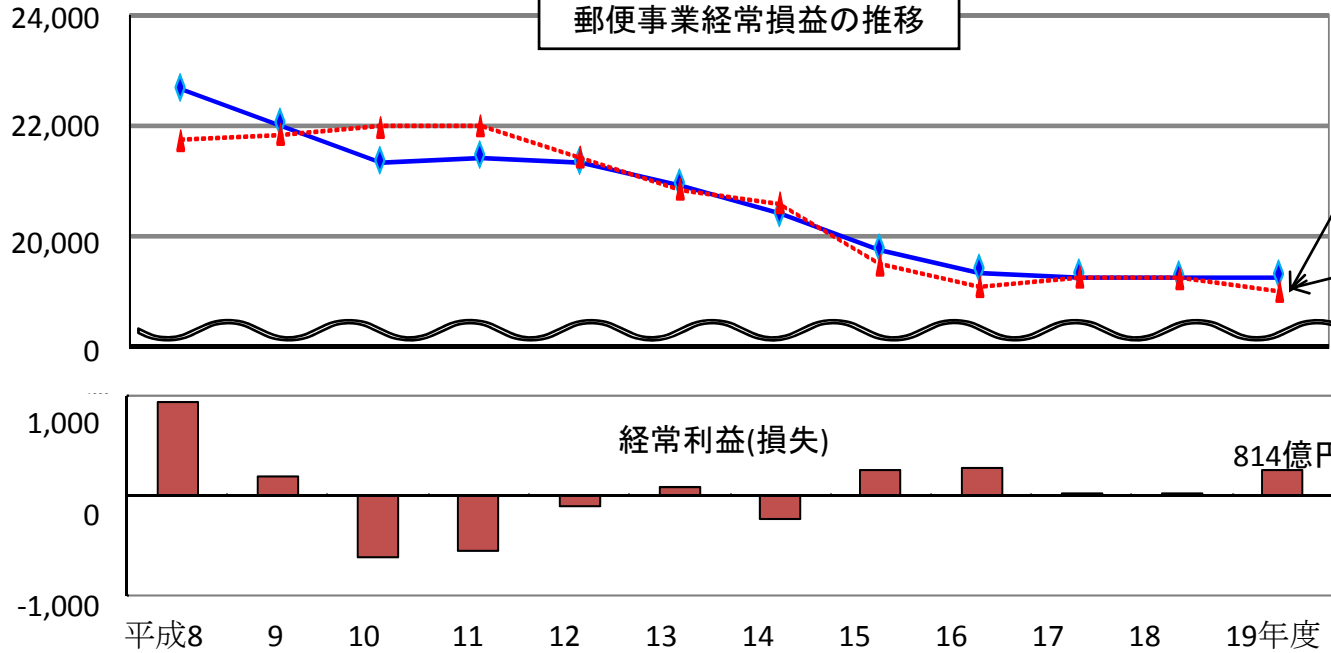
種類別収益の推移

(億円)



郵便事業について－郵便事業損益等の推移－

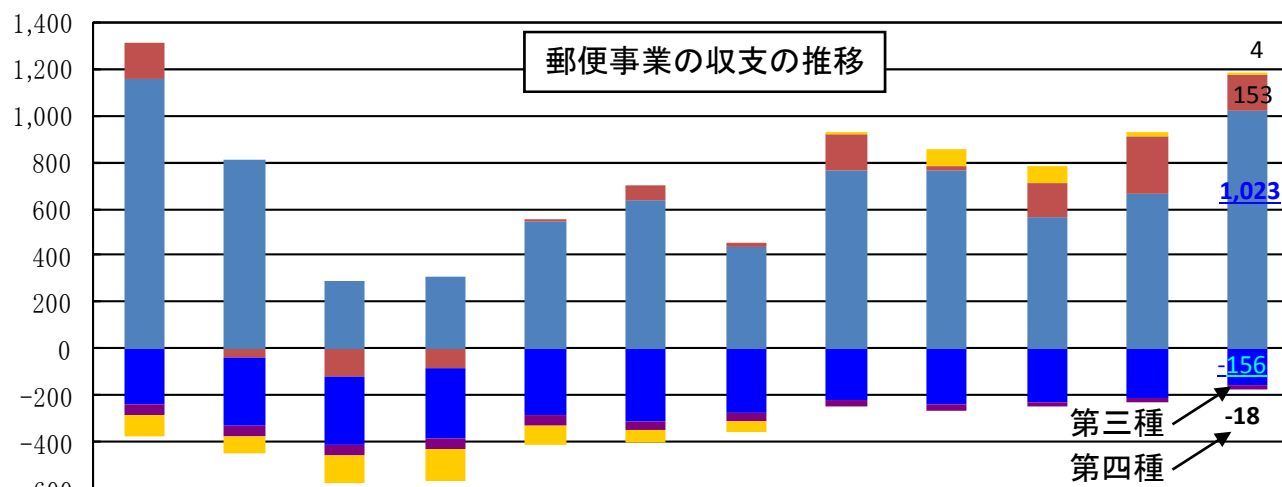
(億円)



(注) 平成8年度～平成14年度は、官庁会計による決算値から消費税額分を差し引くなど企業会計原則に換算した試算値

(注) 平成19年度の値は、平成19年度上期(公社決算)、下期(会社決算)を合算した値である。

(億円)



(注) 平成15年度以降は公社化に伴い、企業会計原則に基づく会計処理に変更したことなどから、平成14年度以前の計数と平成15年以降の計数を単純に比較することはできない。
平成19年度は郵便事業会社第1期と公社閉鎖期を単純合算したもの。

* 郵便事業の収支は第一種～第四種及び荷物の収支を抜粋しているため、郵便事業の単年度損益の計数と一致しない。

(出典) 日本郵政公社ディスクロージャー誌等より作成

郵便事業について－業務区分別収支と郵便事業の収支(19年度下半期)－ (平成20年7月31日 郵便事業株式会社において公表)

(業務区分別収支)

単位: 百万円

業務の区分	営業収益	営業費用	営業利益
目的内業務	902, 267	797, 982	104, 284
目的外業務	151, 409	151, 920	▲ 511
合 計	1, 053, 676	949, 902	103, 774

目的内業務とは、郵便事業株式会社法第3条第1項及び第2項に規定する郵便業務、印紙の売りさばき業務等

目的外業務とは、郵便事業株式会社法第3条第3項に規定する荷物(ゆうパック、ゆうメール)、ロジスティクス、カタログ販売等の業務

(郵便事業の収支)

単位: 億円

単位: 億円

種 類 別	営業収益	営業費用	営業利益	(参考) 通年ベース営業利益 ^{注1}
内国郵便	8, 227	7, 213	1, 015	715
第一種(封書)	4, 050	3, 292	758	1, 023
第二種(はがき)	2, 898	2, 554	343	153
第三種(雑誌、新聞)	112	179	▲67	▲156
第四種(通信教育等)	5	15	▲9	▲18
特殊取扱(書留、速達等)	1, 162	1, 173	▲10	▲287
国際郵便	438	405	33	82
計	8, 665	7, 618	1, 047	796
荷物(ゆうパック、ゆうメール) ^{注2}	1, 481	1, 486	▲ 5	4

注 1 郵便事業会社(19年度下期)の営業利益に日本郵政公社の19年度(上期)の営業利益を加算したもの(今回公表する資料には含まれない)。

2 種類別の内訳及び荷物の収支については、郵便事業株式会社が任意で公表を行うもの。

信書便事業についてー信書便事業の種類①ー

(1) 一般信書便事業

基礎的なサービス

- 葉書や手紙など、国民生活にとって基礎的なサービスとして、軽量・小型の信書便物が差し出された場合に、全国において必ず引受・配達するサービス(一般信書便役務)を提供する事業。

このため、全国を業務区域として、なるべく安い料金で、あまねく公平に利用できるように、次の条件を満たすことが必要とされている。

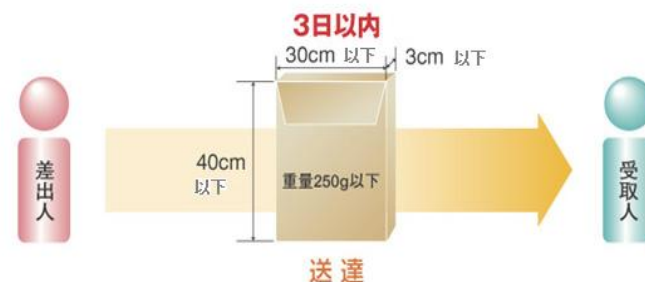
- (1) 全国均一料金
- (2) 最軽量の場合※については、80円以下の料金 ※25g以下
- (3) 随時・簡易な差出方法として信書便差出箱の設置(全国に満遍なく、計約10万本)
- (4) 週6日以上 of 配達

(注) クリームスキミング的な参入を防止するために、すべての信書の取り扱いが可能となる一般信書便事業者に対しては、全国均一料金等の参入条件が求められている。

(参考)

一般信書便役務:

軽量・小型の信書便物(長さ、幅及び厚さが各々40cm、30cm、3cm以下、かつ重量が250g以下)を差し出された日から原則3日以内に送達するサービス



信書便事業について－信書便事業の種類②－

(2) 特定信書便事業

高付加価値なサービス

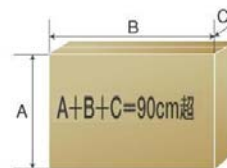
○ 付加価値の高い特殊な需要に対応するサービス(特定信書便役務)のみを提供する事業

(参考)

特定信書便役務:

① 大きい又は重いサービス

長さ・幅・厚さの合計が90cmを超え、
又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの



又は



② 速いサービス

信書便物が差し出された時から、
3時間以内に当該信書便物を送達するもの



③ 高いサービス

料金の額が1,000円を下回らない範囲内において
総務省令で定める額(国内における役務は1,000円)
を超えるもの



1,000円を超える料金

(注) クリームスキミング的な参入を防止するために、特定信書便事業者に対しては、上記の条件が求められている。

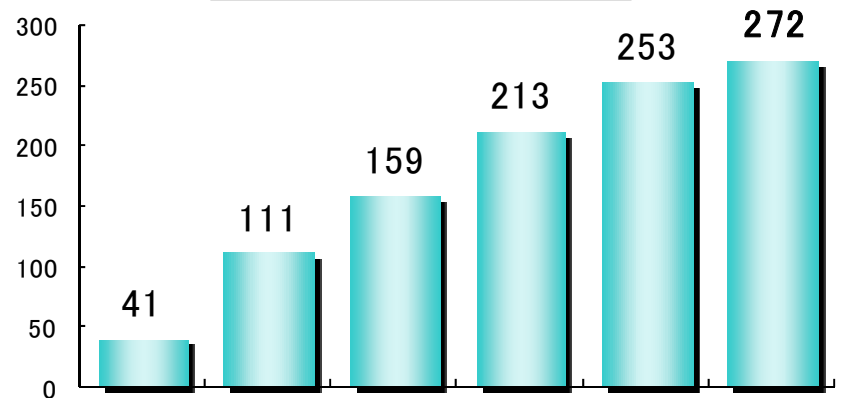
信書便事業について－信書便市場の動向－

類型別・参入事業者数

(平成20年9月末現在)

	一般信書便	特定信書便
参入事業者数	0	272

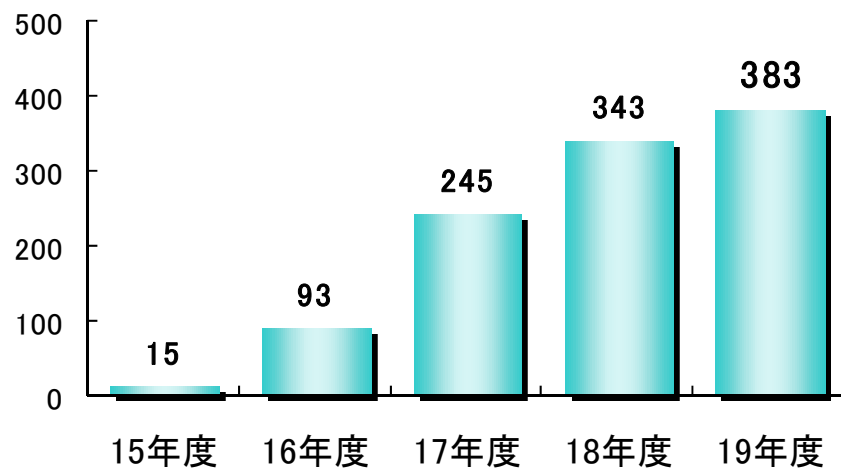
参入事業者数の推移



15年度末 16年度末 17年度末 18年度末 19年度末 20.9末現在

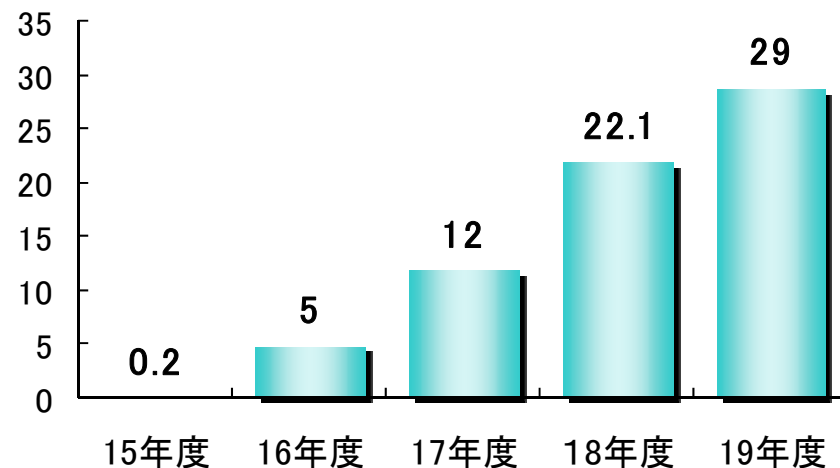
引受信書便物数の推移

(万通)



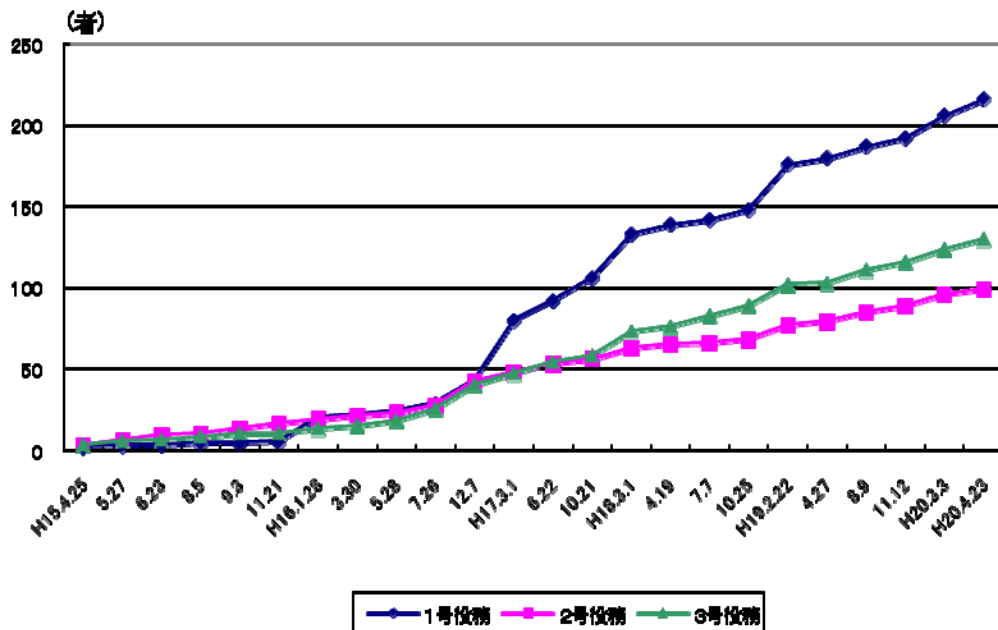
信書便事業の売上高の推移

(億円)

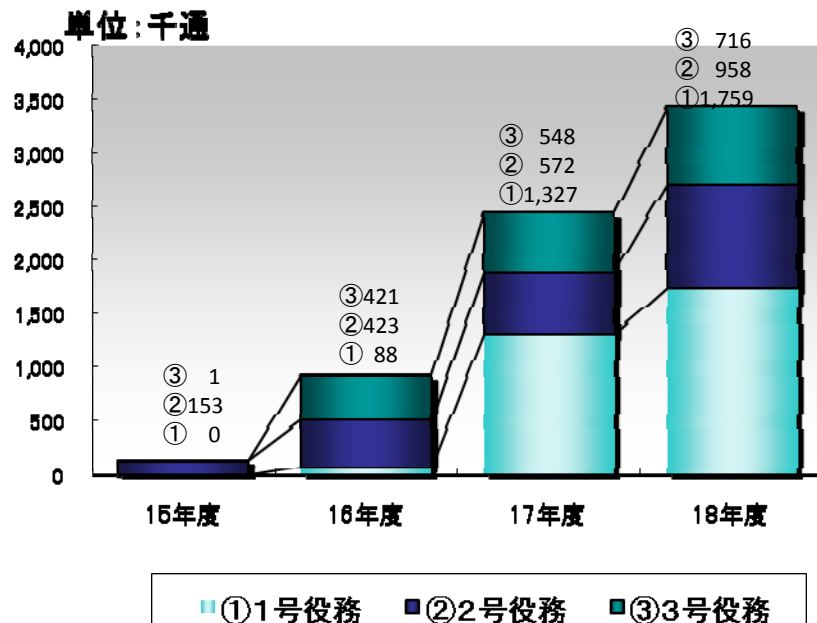


信書便事業についてー利用が伸びている信書便サービスー

参入事業者数の推移



役務別引受通数の推移



役務の概要

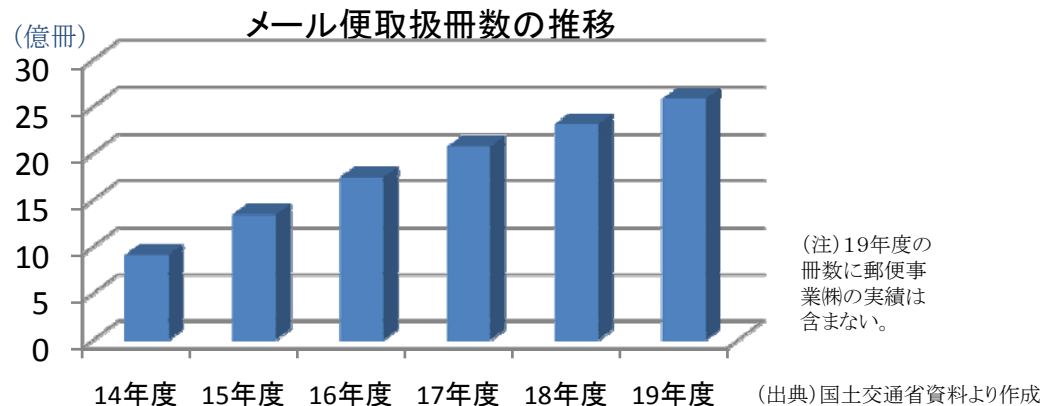
	主なサービス例
大型信書便役務 (1号役務)	・本庁と支庁等の間の文書等配送便(巡回、定期集配サービス) ・貨物に同封された信書の送達
3時間役務 (2号役務)	・バイク便等を利用した急送サービス
高付加価値役務 (3号役務)	・メッセージカードの配達サービス ・遠距離への急送、高セキュリティサービス

信書便事業についてーメール便事業の動向ー

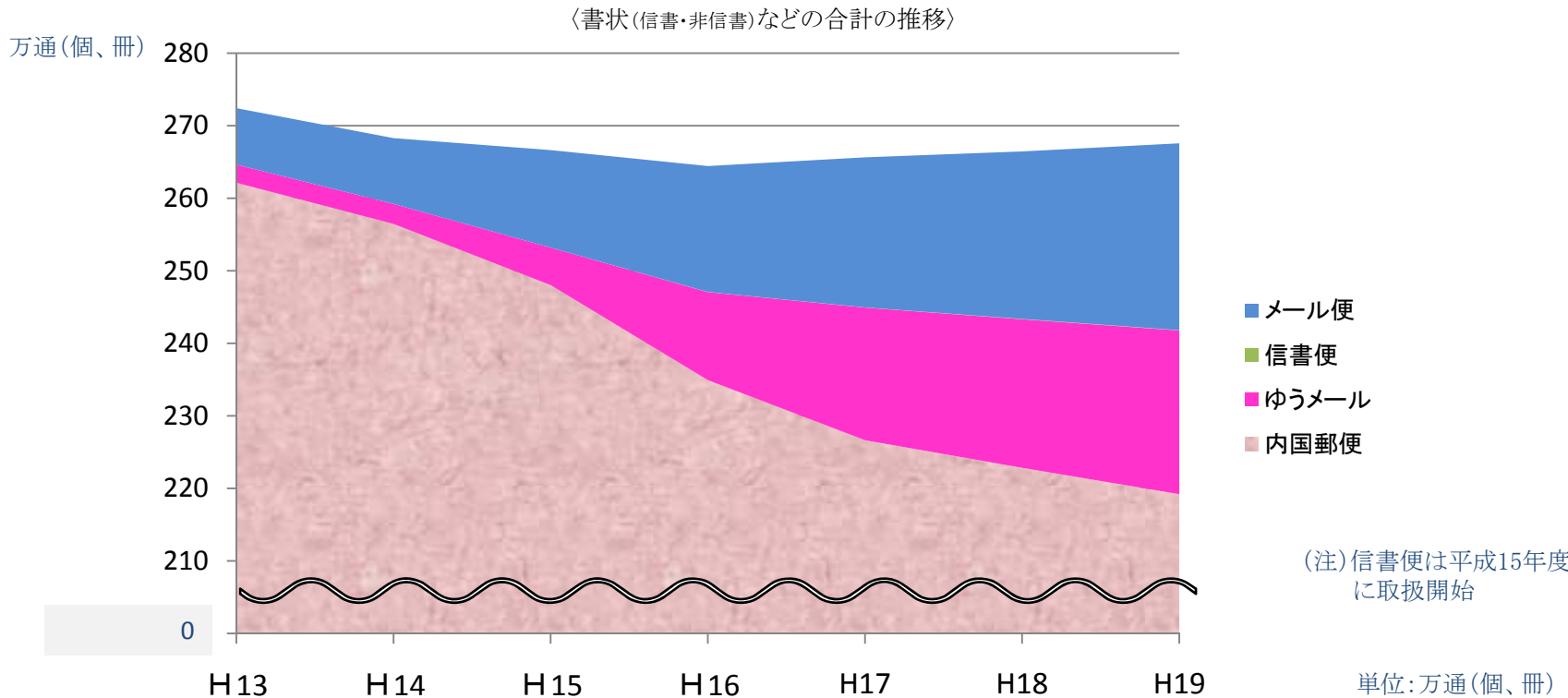
- メール便は、貨物運送事業者が雑誌やカタログなどの「信書」に該当しない軽量な物を配達するサービス（「軽量」であるほか、宅配便サービスと異なるポイントとしては、受取人の受領印を取らない点）
- 平成9年にヤマト運輸が取扱いを開始して以降、新規参入が続き、取扱実績は増加を続けている

民間事業者			(参考) 日本郵政公社	
H 9 年	ヤ	○クロネコメール便取扱開始	1 0 年	○冊子小包郵便物取扱開始
				
1 5 年	ヤ	○クロネコメール便リニューアル ・ 50g以下と100g以下の2サイズを新設、A4サイズが80円	1 5 年	○冊子小包郵便物の料金見直し（重量 区分を簡素化し、一部料金引き下げ）
1 6 年	佐	○（佐川）飛脚ゆうメール（佐川急便が差出人となり、郵便局 が冊子小包を配達する差出代行サービス）取扱開始	1 6 年	○冊子小包郵便物適用対象の拡大（CD、DVD等） ○冊子小包郵便物の配達記録の取扱開始
	ヤ	○クロネコメール便のコンビニエンスストアでの取扱開始	1 7 年	○配達地域指定冊子小包（タウンプラス）の取扱開 始
1 8 年	ヤ	○クロネコメール便の料金体系を重量制からサイズ制へ改定 ○クロネコメール便の速達サービスの取扱開始	1 8 年	○冊子小包郵便物の重量を緩和（3kg→4kg）

※ヤ＝ヤマト運輸、佐＝佐川急便



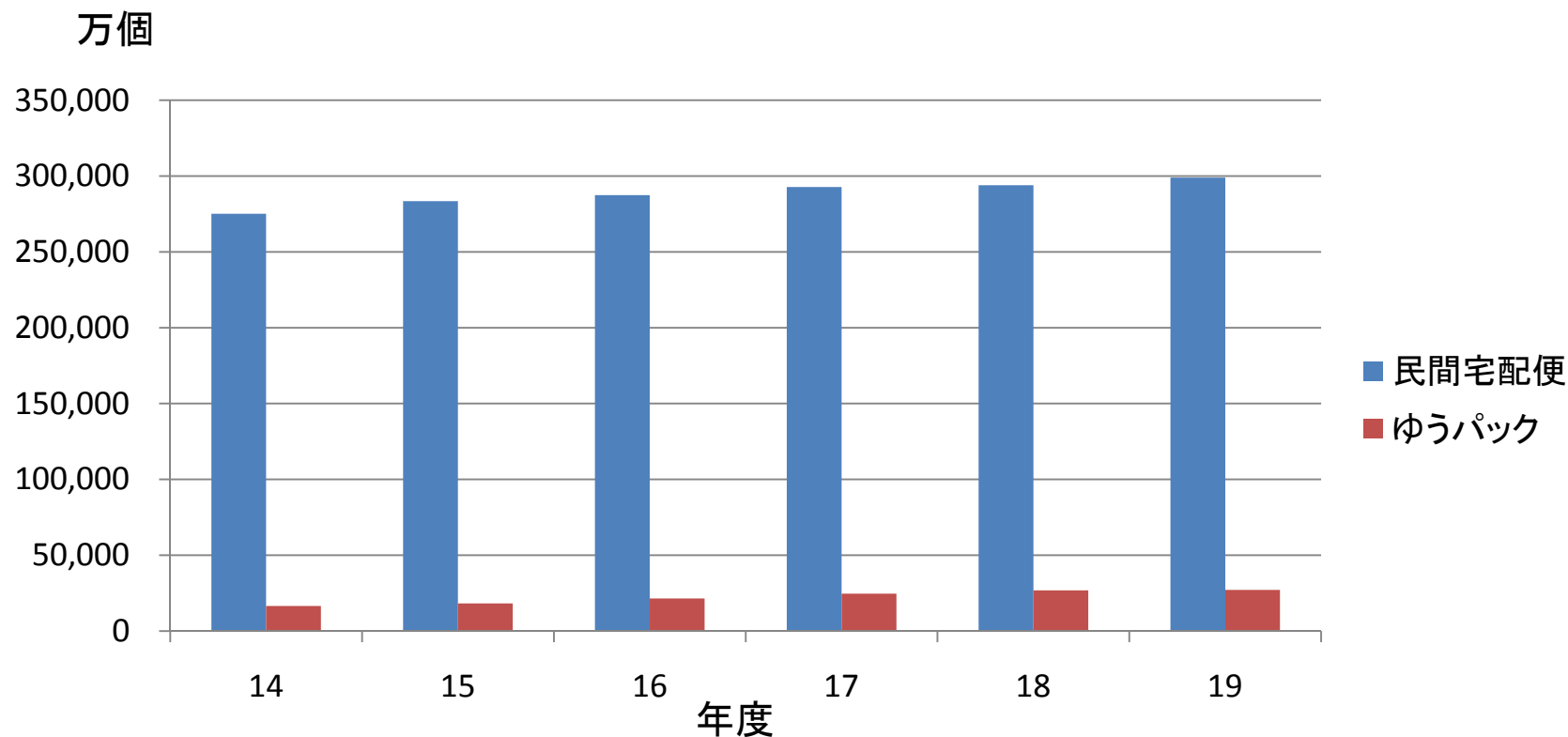
信書便事業についてー郵便・信書便・メール便の取扱数の推移ー



	郵便事業株式会社取扱			信書便	メール便	合計
	内国郵便	ゆうメール	合計			
13年度	2,621,590	24,943	2,646,533	-	77,781	2,724,314
14年度	2,564,740	27,658	2,592,398	-	90,702	2,683,100
15年度	2,480,445	51,583	2,532,028	15	134,478	2,666,521
16年度	2,349,350	121,506	2,470,856	93	173,679	2,644,628
17年度	2,266,611	182,835	2,449,446	245	206,823	2,656,514
18年度	2,228,417	204,947	2,433,363	343	231,011	2,664,717
19年度	2,192,190	225,616	2,417,806	383	257,810	2,675,999

(出典) 日本郵政公社ディスクロージャー誌、国土交通省報道発表資料等より作成

(参考) ゆうパック・宅配便の取扱数の推移



(単位: 万個)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
民間宅配便	275,136	283,446	287,404	292,784	293,919	298,988
ゆうパック	16,573	18,218	21,469	24,663	26,795	27,171

(注1) 日本郵政公社ディスクロージャー誌、国土交通省報道発表資料等より作成

(注2) 民間宅配便の数には、各年度ともゆうパックの数を含んでいない

郵便事業(株)の開始 B S 等について

郵政民営化法に基づき、日本郵政公社から日本郵政(株)、郵便事業(株)、郵便局(株)、(株)ゆうちょ銀行、(株)かんぽ生命保険及び(独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構(承継会社等)に承継される資産・負債については、総務大臣が任命した郵政民営化承継財産評価委員が、

①資産・負債の評価基準を決定

②この評価基準に基づき、承継計画により各承継会社等に承継された資産・負債の価額を評価した。

○郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号） 抄

（承継される財産の価額）

第百六十五条 承継会社等が公社から承継する資産及び負債（次項において「承継財産」という。）の価額は、評価委員が評価した価額とする。

2 評価委員は、前項の規定による評価をしようとするときは、施行日現在における承継財産の時価を基準とするものとする。ただし、承継財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当でないと認めるときは、承継財産の時価によらないことができる。

（注）承継計画

日本郵政公社から承継会社等に引き継がせる業務、資産、負債その他の権利義務等について、記載された計画であり、郵政民営化法に基づき、日本郵政(株)が作成し、内閣総理大臣及び総務大臣が認可したもの。

【郵政民営化承継財産評価委員】

(委員長)	齊藤 惇	(株式会社東京証券取引所代表取締役社長)	(敬称略)
(委員長代理)	田作 朋雄	(PwCアドバイザリー株式会社取締役パートナー)	
(委員)	奥田かつ枝	(株式会社緒方不動産鑑定事務所取締役)	
	樫谷 隆夫	(日本公認会計士協会理事)	
	川 茂夫	(郵便局株式会社代表取締役会長)	
	北村 憲雄	(郵便事業株式会社代表取締役会長)	
	進藤 丈介	(株式会社かんぽ生命保険取締役兼代表執行役会長)	
	成澤 和己	(新日本監査法人代表社員)	
	西川 善文	(日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長)	
	橋口 典央	(総務省郵政行政局長)	
	平井 正夫	(独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構理事長)	
	藤岡 博	(財務省理財局次長)	
	古川 治次	(株式会社ゆうちょ銀行取締役兼代表執行役会長)	

【評価の概要】

日本郵政公社 平成19年度決算(最終決算)	
資産	負債
338兆4,568億円	330兆7,753億円

①評価基準に基づき、
資産・負債を評価
(原則、時価)

②承継計画に基づき、
各承継会社等に
振り分け

評価

	資産	負債
日本郵政(株)	9兆2,491億円	1兆5,452億円
郵便事業(株)	1兆8,675億円	1兆6,675億円
郵便局(株)	3兆3,963億円	3兆1,963億円
(株)ゆうちょ銀行	223兆3,764億円	215兆8,792億円
(株)かんぽ生命保険	113兆7,372億円	112兆7,373億円
(独)郵貯・簡保管理機構	159兆5,855億円	159兆5,785億円

※ 総額は公社決算額と一致しない。これは、公社決算では表れない各業務相互間の資産・負債が評価案では各承継会社間の資産・負債として計上されること、また評価の基準が異なること(公社決算は簿価、評価案は原則時価)等によるもの。

郵便事業(株)の開始B S等についてー郵便事業株式会社 評価調書一

区 分	評価額	区 分	評価額
(資産の部)	(円)	(負債の部)	(円)
流動資産	403,787,584,190	流動負債	561,300,105,444
現金及び預金	285,730,829,641	営業未払金	43,381,684,804
営業未収金	106,154,023,735	未払金	67,443,112,664
商品	1,538,875,774	未払費用	5,896,968,151
貯蔵品	9,045,445,922	前受金	376,697,459
前払費用	1,077,822,101	前受郵便料	41,388,469,572
未収金	331,585,836	預り金	351,549,008,908
その他の流動資産	23,166,320	賞与引当金	51,263,654,359
貸倒引当金	△ 114,165,139	その他の流動負債	509,527
固定資産	1,463,752,948,438	固定負債	1,106,240,427,184
有形固定資産	1,445,471,208,695	預り金	2,176,052,719
車両運搬具	3,127,525,490	退職給付引当金	1,102,207,514,812
建物	727,191,544,804	その他の固定負債	1,856,859,653
構築物	16,905,688,008	(負債合計)	1,667,540,532,628
機械装置	34,034,425,691		
工具、器具及び備品	29,202,526,607		
土地	634,210,981,004		
建設仮勘定	798,517,091		
無形固定資産	16,278,142,728		
電話加入権	66,338,000		
施設利用権	84,359,629		
ソフトウェア	16,078,830,099		
ソフトウェア仮勘定	48,615,000		
投資その他の資産	2,003,597,015		
関係会社株式	891,976,500		
長期前払費用	464,373,899		
破産更生債権等	1,397,145,261		
その他の投資その他の資産	586,352,791		
貸倒引当金	△ 1,336,251,436		
(資産合計)	1,867,540,532,628		

郵便事業(株)の開始 B S 等について

一 承継会社等の貸借対照表（19年10月1日現在）一

日本郵政株式会社

【資産】 9兆5,481億円	【負債】 1兆5,465億円
土地・建物 ○本社 ○宿泊施設 ○共通事務施設 等	○退職給付引当金 (共済整理資源含む) 等
その他 ○4子会社株式 (4子会社の純資産の 合計) 等	【純資産】 8兆0,016億円

郵便事業株式会社

【資産】 1兆8,675億円	【負債】 1兆6,675億円
土地・建物 ○集配拠点局 ○郵便専門局 (東京国際局等) ○物流センター 等	○退職給付引当金 等
その他 ○子会社株式 (JPロジスティクス等) 等	【純資産】 2,000億円

郵便局株式会社

【資産】 3兆3,963億円	【負債】 3兆1,963億円
土地・建物 ○支社 ○郵便局 (東京中央局・大阪中央 局・名古屋中央局駅前分 室を含む。)	○退職給付引当金 等
○社宅・研修所 等	【純資産】 2,000億円

株式会社ゆうちょ貯金

【資産】 223兆6,772億円	【負債】 215兆8,816億円
土地・建物 ○貯金事務センター その他 ○郵貯資金に見合う 運用資産 等	○通常貯金 ○機構からの特別貯金 ○退職給付引当金 等
	【純資産】 7兆7,955億円 (7兆6,670億円)

株式会社かんぽ生命保険

【資産】 113兆7,373億円	【負債】 112兆7,373億円
土地・建物 ○簡保事務センター その他 ○簡保資金に見合う 運用資産 等	○保険契約準備金 ○退職給付引当金 等
	【純資産】 1兆円 (1兆円)

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

【資産】 159兆5,855億円	【負債】 159兆5,785億円
○貯金銀行に対する 特別預金 等	○定額・定期貯金 等
	【純資産】 70億円

郵便事業株式会社の開始BS（19年10月1日現在）

貸借対照表

平成19年10月1日 現在

（単位：億円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,037	流動負債	5,613
現金及び預金	2,857	営業未払金	433
営業未収金	1,061	未払金	674
貯蔵品	90	未払費用	58
その他の流動資産	29	前受郵便料	413
貸倒引当金	△ 1	預り金	3,515
固定資産	14,637	賞与引当金	512
有形固定資産	14,454	その他の流動負債	3
建物	7,271	固定負債	11,062
土地	6,342	退職給付引当金	11,022
その他の有形固定資産	840	その他の固定負債	40
無形固定資産	162	負 債 合 計	16,675
投資その他の資産	20	純 資 産 の 部	
		資本金	1,000
		資本剰余金	1,000
		純資産合計	2,000
資 産 合 計	18,675	負債及び純資産合計	18,675

注：金額は億円未満を切り捨てて表示していますので、合計の額と符合しません。

(参考1) 我が国における「信書」の概要

定義

信書とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」。

- ・「特定の受取人」：差出人がその意思の表示又は事実の通知を受ける者として特に定めた者
- ・「意思を表示し、又は事実を通知する」：差出人の考えや思いを表し、又は現実に関起り若しくは存在する事柄等の事実を伝えること
- ・「文書」：文字、記号、符号等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物
(電磁的記録物は該当しない)

信書の例

- 書状
- 請求書の類
類例：納品書、領収書、見積書、願書、申込書、申請書、申告書、依頼書、契約書、照会書、回答書、承諾書
- 会議招集通知の類
類例：結婚式等の招待状、業務を報告する文書
- 許可書の類
類例：免許証、認定書、表彰状
- 証明書の類
類例：印鑑証明、納税証明、戸籍謄本、住民票の写し
- ダイレクトメール
 - ・文書自体に受取人が記載されている文書
 - ・商品の購入等利用関係契約関係等特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文言が記載されている文書

非信書の例

- 書籍の類
類例：新聞、雑誌、会報、会誌、手帳、カレンダー、ポスター
- カタログ
- 小切手の類
類例：手形、株券
- プリペイドカードの類
類例：商品券、図書券
- 乗車券の類
類例：航空券、定期券、入場券
- クレジットカードの類
類例：キャッシュカード、ローンカード
- 会員カードの類
類例：入会証、ポイントカード、マイレージカード
- ダイレクトメール
 - ・専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのようなもの
 - ・専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなもの

（参考2） 郵便事業と一般信書便事業の制度比較

	郵便事業	一般信書便事業
提供主体	郵便事業株式会社	郵便事業株式会社以外
参入・退出規制	郵便の役務の提供義務（郵便の業務は郵便事業株式会社が行うこととされている。） （法第2条）	参入・退出※はともに許可制 ※事業の休止又は廃止は「公共の利益が著しく阻害されるおそれがある場合を除き」許可される。 （法第6条、第15条）
必須の役務	- 郵便物（長さ60cm以下、三辺の合計が90cm以下、重量4kg以下） （法第15条） - 特殊取扱（書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明、特別送達） （法第44条） - 国際郵便（万国郵便条約）	長さ・幅・厚さがそれぞれ40cm・30cm・3cm以下、重量250g以下の信書便物（法第2条第4項第1号）
引受の方法（差出箱の設置等）	郵便差出箱の設置義務（法第38条、法第70条第3項第2号） ・具体的な基準は総務省令で規定	信書便差出箱の設置義務（法第9条第2号イ） ・具体的な基準は総務省令で規定（約10万本）（規則第9条）
送達速度	差し出された日から原則3日以内 （法第70条第3項第4号）	差し出された日から原則3日以内 （法第2条第4項第2号、規則第3条）
配達日	原則1週間に付き6日以上 （法70条第3項第3号）	原則1週間に付き6日以上 （法第9条第2号ロ、規則第10条）
提供区域	全国（法第1条）	全国（法第1条、法第9条第2号）
料金	- 全国均一料金 25g以下の第一種郵便物（定形郵便物）の料金の上限は総務省令で規定 ※ ※法律上の要件は改正前の郵便法と同じ （法第67条第2項、第4項）	- 全国均一料金（長さ・幅・厚さがそれぞれ40cm・30cm・3cm以下、重量250g以下の信書便物） 25g以下の軽量信書便物※の料金の上限は総務省令で規定（80円） ※定形郵便物と同様のもの （法第16条第2項、規則第22条、第23条）
政策的に低廉な料金（第三種・第四種）	第三種、第四種郵便物の料金は同一重量の第一種郵便物の料金より低いこと （法67条第4項第2号）	任意
営業所	郵便局の全国あまねく設置義務 （郵便局株式会社法第5条）	任意